

造林事業検査マニュアル

平成30年 6月 1日

大分県農林水産部森林整備室

1 書類検査マニュアル

検査項目	区分	検査方法	検査基準	適用
森林の所在地及び森林所有者	森林の所在地	「森林経営計画書」「森林施業計画書」「森林簿」「伐採造林届出書」のいずれかで確認する。	申請内容に相違ないこと。	大分県造林事業竣工検査及び補助金査定要領第7条
	森林所有者	「各種契約書」「各種計画書」「森林簿」「伐採造林届出書」のいずれかで確認する。 また、事業実施に同意していることについて森林所有者に確認する。(電話等により、申請期毎、事業主体毎に1者とする。)		
補助区分(査定係数)	計画造林等	伐採造林届出書、各種計画書等の記載内容を確認し、補助区分が適当かどうかを確認する。 また、上乘せ助成がある場合は事業内容を確認する。	申請内容に相違ないこと。	
実施区分1	人工造林	造林内訳書と施業図を照合し、再造林・拡大造林・被害地造林、特殊地拵等の区分並びに地拵1～地拵2の単価区分について確認する。 被害地造林については、被害報告を確認し、被害率等の採択要件等に問題ないかを確認する。また、特殊地拵を行った箇所、植栽時に地拵なし以外を適用していないか確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	樹下植栽等(単層林改良)	造林内訳書と施業図を照合し、萌芽整理、樹下植栽等の記載内容について確認する。		
	下刈	造林内訳書と施業図を照合し、5年生以下(クヌギの天然更新は3年生以下)を確認する。 ただし、採穂を実施する場合を除く。		下刈事業の承認基準

検査項目	区分	検査方法	検査基準	適用
	除伐・間伐・更新伐	<p>造林内訳書と施業図を照合し、除伐、伐竹、間伐、更新伐について記載内容を確認する。</p> <p>除伐等について、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の場合で行ったものに係る施行地については、伐採木平均胸高直径調査表により確認する。</p> <p>間伐、更新伐においては、搬出材積を間伐(更新伐)搬出材積集計表、調査野帳、写真、伝票等により確認する。</p> <p>過去5年以内に同一施行地において、除伐、間伐、更新伐を実施していないかを造林補助金システム等を活用し確認する。</p>		
実施区分1	付帯施設等整備	<p>造林内訳書と施業図を照合し、獣害防止ネット柵等の支柱本数、資材名、資材の規格・構造等について、納品書、領収書等で、シカネット1本引っ張り強度を試験成績証明書で確認する。(ネット材料はステンレス入り、又はステンレス入りと強度・単価が同等となるものを使用する)</p> <p>また、当施業は付帯施設であるため、人工造林又は保育等の施業と一体的に実施されているかを確認する。</p> <p>なお、幼齢木保護ネットについては、人工造林申請時の植栽本数と幼齢木保護ネットの納入セット数及び設置前に使用材料の協議のあったものであるかを確認する。</p>	<p>申請内容に相違ないこと。</p> <p>植栽本数と同じ、セット数となること。</p>	
実施主体	計画作成者等	申請書添付書類(森林経営計画書・森林施業計画書、特定間伐促進計画)により確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	森林整備法人等	委託契約書等により確認する。	申請内容に相違ないこと。	
施行方法	直 営	委託契約書、雇用契約書等により確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	請 負	請負契約書により確認する。		
	委 託	施業委託契約書により確認する。		
	自 力	上記以外		

検査項目		区分	検査方法	検査基準	適用
区域面積(実面積) (実施率)		区域面積	造林内訳書と施業図及び根拠となる資料(測量野帳(データ)、国土調査結果、既存の図面等)を照合し、確認する。空中写真等により除地として取り扱うべき箇所の有無を確認する。 なお、現地検査実施箇所については、面積をプランメーター等で確認する。 間伐予定地において、森林作業道を開設した場合は、施業地の面積から控除しなくてもよいこととする。ただし、この場合は、森林作業道事業で伐開費は計上できないこととする。	申請内容に相違ないこと。 根拠となる資料があること。 面積の誤差が5%未満であること。 5%を超える場合は、再測量を指示すること。	
		実施率	造林内訳書と施業図及び被害報告書等を照合し確認する。		
間接費		間接費率	造林内訳書と雇用契約書、請負契約書、現場指示書、社会保険等加入実態調査表、保険料払込証明書を照合し確認する。	申請内容に相違ないこと。	
樹種		造林内訳書と施業図を照合し、植栽及び保育等の補助対象樹種であるか確認する。 県外から移入された種苗については、大分県林業用種苗生産需給調整協議会において承認された種苗であること。		申請内容に相違ないこと。 なお、大分県造林事業実施要領の運用に記載された樹種以外は、原則として補助対象としないこと。	
ha当たり本数		造林内訳書と施業図を照合し、本数を確認する。 なお、人工造林の場合の植栽木の数量については、苗木需給台帳又は苗木購入伝票により確認する。		申請内容に相違ないこと。	
林齢		補助対象林齢に適合しているか確認する。		申請内容に相違ないこと。	
延長	森林作業道	単価については、造林事業作業道標準単価表に適合しているか確認する。 以下の採択基準に適合しているか確認する。 ・森林作業道開設の採択延長は本線支線を併せ100m以上ある。 ・施業実施計画1ha当たりの開設路網延長の合計は300m以内である。 ・終点は、事業対象地内にある。		申請内容に相違ないこと	

検査項目		区分	検査方法	検査基準	適用
	鳥獣防止施設等整備		造林内訳書と施業図、納品書、領収書等により確認する。		
材積			造林事業内訳書と施業図を照合し、現地調査野帳、写真、伝票等により材積を確認する。	申請内容に相違ないこと。	
添付書類			大分県造林事業補助金交付要綱に定める書類が添付されているか確認する。(造林内訳書、1/50,000の位置図、施業図(等高線の記載されたもの)、造林事業委託契約書、委任状及び精算依頼書、社会保険等加入実態状況調査表、間伐・更新伐にあつては、搬出材積集計表、各種計画書の写し、請負計画書の写し、森林作業道にあつては別紙のとおり、内部検査調書の写し等)	必要書類が添付されており、申請書の内容と整合性がとれていること。	
保管書類			大分県造林事業実施要領の運用第6の(3)の力に定める保管書類について適正に管理されているか確認する。(測量野帳、現地写真(GPSデータ記録がある場合は、施業図等により撮影位置を確認すること)、除伐(伐採木平均胸高直径調査表)・間伐・更新伐に係る証拠書類・社会保険に係る証拠書類、誓約書、伐採造林届出書の写し等)	必要書類が保管されており、申請書の内容と整合性がとれていること。	

公共造林事業 書類提出一覧

- ①位置図(25,000分の1地形図)
- ②施業図(5,000分の1基本図)
- ③査定設計書(第1号様式～第5号様式)
- ④平均法高計算表(土工標準単価適用の場合)
- ⑤土工標準図
- ⑥構造物標準図
- ⑦数量計算表(積上標準経費の場合)
- ⑧横断図(積上標準経費の場合)
- ⑨森林作業道チェックシート(第6号様式)
- ⑩完成の確認ができる写真(改良等の場合不要)
- ⑪森林作業道台帳(第11号様式)
- ⑫委託契約書の写し(委託施行の場合)
- ⑬請負契約書等の写し(請負施行の場合)
- ⑭実行経費積上表(請負施行で測量を直営で実施した場合や林業再生路網整備事業等で実行経費との比較が必要な場合)

・様式は、大分県森林作業道実施要領(平成23年7月1日制定、大分県農林水産部森林整備室長)を参考とする。

また、本検査マニュアルに規定しない事項については、大分県森林作業道実施要領によるものとする。

2 現地検査マニュアル

検査項目		検査方法	検査基準	適用
箇所を選定方法	必須検査	<p>一施行地の面積が、人工造林においては、1ha以上、人工造林以外においては2ha以上(ただし、森林整備法人等が実施する場合は10ha以上)は全箇所検査を行う。</p> <p>また、森林作業道については、一施行箇所の延長が、1,000メートル以上(事業主体が地方公共団体及び森林整備法人の場合は2,000メートル)は全箇所検査を行う。</p>		同第4条
	抽出検査	<p>抽出検査箇所は、実施区分1ごとに別途森林整備室長が開始番号を通知し、一定番号ごとに抽出して決定する。(必須検査は除く)なお、検査箇所数を追加することはできる。</p> <p>(例)現地検査を省略することができる施行地が104箇所て開始番号が6の場合</p> <p>整理番号6、16、26、36、46、56、66、76、86、96、104 を検査 箇所数の1の位<開始番号 の場合、最終箇所が選定</p>	<p>現地検査を省略することができる施行地の10%以上を抽出して検査すること。</p>	
事業体への通知		<p>検査の実施にあたっては、あらかじめ造林事業申請者に検査に必要な事項を通知すること。</p>		同第9条
検査に持参する書類		<p>造林内訳書、施業図、位置図(1/50,000)、森林計画図又は森林基本図、航空写真、測量野帳(データ)等を持参する。</p>		
所在地の確認		<p>位置図(1/50,000)及び森林計画図又は森林基本図、航空写真等により施業図の位置を確認する。</p>	<p>施業図の位置が相違ないこと。</p>	
面積		<p>2箇所以上の測線又は1箇所以上の対角線を実測(下刈検査に限り、植栽等で現地検査した箇所を除く)し、施業図と根拠となる資料及び森林計画図又は森林基本図とを照合し、面積の正確性を確認する。道路敷(既設の森林作業道を含む。)、岩石地等の除地についても面積を確認する。</p>	<p>距離の5%以上の誤差がある場合は、再測量をさせること。</p>	
本数	標準地調査	<p>施行地内の標準地と見なされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内の全本数を計測する。</p>	<p>調査箇所数</p> <p>0.1~1ha 1箇所以上</p> <p>1~5ha 2箇所以上</p> <p>5ha以上 3箇所以上</p>	同第10条
	苗間列間法(植林の場合)	<p>施行地内の任意の植列において、植栽木11本の間隔及びその植列に直角の方向に11列の間隔をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め本数を算出する。</p>		

検査項目		検査方法	検査基準	適用
人工造林・樹下植栽等	樹種	造林内訳書に記載された樹種であるか確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	種別	施行地の造林種別(再造林、拡大造林、被害地造林、樹下植栽、萌芽整理)を確認する。また、地拵1～地拵2に該当する施業を適正に実施しているかを確認する。		
	植栽本数	標準地調査又は苗間列間法により、植栽本数を確認する。		
	枯損本数	標準地調査により、枯損苗本数を植栽本数で除して枯損率を確認する。	枯損率が20%以上である場合は、不合格とすること。	
	本数被害率	標準地調査又は被害状況報告により、本数被害率が基準を満たしているか確認する。	本数被害率が30%未満である場合は補助対象としないこと。	
	被害木整理(材積)	現地調査野帳と現地の状況(伐根等)により被害材積を確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	萌芽整理	萌芽株数が1,000株/ha以上あるかを確認する。芽掻き等により優良な芽を2～3本に整理しているかを確認する。	申請内容に相違ないこと。	
下刈	林齢	植栽型の場合は植栽年、天然更新型の場合は伐採年により確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	種別	現地の状況により、実施率、実面積を確認する。		

検査項目		検査方法	検査基準	適用
除伐・間伐・更新伐	林齢	伐根の年輪を数えて確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	伐採率	標準地調査により、本数伐採率(伐採本数／実施前の立木本数)を確認する。	間伐率の適用が各事業の採択基準を満たしていること。	
	搬出材積	施工地内の残存木の状況から、搬出を行っているかを確認する。 また、搬出材積に疑いがある場合、追跡調査を行うこととする。	申請内容に相違ないこと。	
	除伐	目的外樹種の伐採を行う場合、不用木を全て除去しているかを確認する。	目的外樹種が全て伐採されていること。	
	伐竹	標準地調査により、伐採本数(切り株の数)を確認する。	申請内容に相違ないこと。 竹が全て伐採されていること。	
枝打ち	林齢	植栽年のわかる資料又は森林簿等により確認する。 なお、同一施行地内において、除・間伐等が行われているときは、伐根の年輪を数えて確認する。	申請内容に相違ないこと。	
	枝打高	対象木の枝打高(地際からの枝下高)、及び枝打幅を測竿又はポールで確認する。 なお、枯枝払いは枝打幅には含まないこと。	申請内容に相違ないこと。 枝打ちの地上高が1～2m未満、2～3m以下であること。各々枝打ち幅が1.0m以上あること。	
	本数	標準地調査により枝打ち本数を確認する。	申請内容に相違ないこと。	

検査項目	検査方法	検査基準	適用																										
森林作業道	<p>300mに1箇所以上の測点を確認する。</p> <table border="1" data-bbox="568 252 1326 609"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">延長(測点間)(L)※1</td> <td>-200mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">延長(総延長)L</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">全幅W</td> <td>-100mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">勾配(%)※2</td> <td>12° (21%)以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">切土法高(H)</td> <td>設計値以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">路盤工</td> <td>幅 W</td> <td>-100mm</td> </tr> <tr> <td>厚 t</td> <td>-10mm</td> </tr> <tr> <td>その他 構造物等※3</td> <td>形状 寸法</td> <td>設計値以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 延長は、300mに1箇所以上の測点間を確認すること。 ※2 やむを得ない場合は短区間(100m以内)に限り17° (30%)以下とすることができる。</p>	測定項目		規格値	延長(測点間)(L)※1		-200mm	延長(総延長)L		設計値以上	全幅W		-100mm	勾配(%)※2		12° (21%)以下	切土法高(H)		設計値以上	路盤工	幅 W	-100mm	厚 t	-10mm	その他 構造物等※3	形状 寸法	設計値以上	左記の規格値を超えていないこと。	
測定項目		規格値																											
延長(測点間)(L)※1		-200mm																											
延長(総延長)L		設計値以上																											
全幅W		-100mm																											
勾配(%)※2		12° (21%)以下																											
切土法高(H)		設計値以上																											
路盤工	幅 W	-100mm																											
	厚 t	-10mm																											
その他 構造物等※3	形状 寸法	設計値以上																											
鳥獣害防止施設等	<p>箇所を選定方法</p>	<p>面積の基準を準用して行う。</p>	<p>申請内容に相違ないこと。</p>																										
	<p>延長・支柱数等</p>	<p>申請単位毎に、作業図及び標準仕様書のとおり完成しているかを確認する。 獣害防止ネット柵に関しては、2箇所以上の測線又は1箇所以上の対角線を実測し、作業図とを照合し、延長の正確性を確認する。 また、支柱間を連続する3スパンを1箇所として、2箇所以上を無作為に抽出し、支柱間延長及び支柱本数を確認する。 幼齢木保護ネットに関しては、植栽木全てに幼齢木保護ネットを設置していることを確認する。</p>	<p>距離の-5%以下の誤差がある場合は、再測量をさせること。 実測した3スパンの延長が12m以下であること。 植栽木全てに幼齢木保護ネットが設置されていること。</p>																										